

日本年金機構法施行状況レビュー

日本年金機構法		実施状況
<p>(基本理念等) 第二条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、<u>政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。</u></p>	<p>○政府管掌年金事業に対する国民の意見の反映の状況</p>	<p><実施状況> ○お客様のご意見・ご要望・苦情などの「お客様の声」を直接本部へ報告する仕組みを構築するとともに、年金事務所等における「ご意見箱」の設置、日本年金機構へのご意見・ご要望メール・お手紙などにより、幅広くお客様の声を集約・分析を行い、サービス改善を図る。 なお、制度改正に関するご意見・ご要望は、厚生労働省へ伝達している。 (主な取組の内容) ・年金事務所における「ご意見箱」の設置 ・年金事務所などで受け付けたお客様の声の報告 ・日本年金機構へのご意見・ご要望メール ・お客様満足度アンケート ・民間の第三者機関による窓口調査 ・年金事務所を利用しているお客様からご意見・ご提案を直接聴取し、サービス改善を図るため、年金事務所で「お客様サービスモニター会議」を実施 ・わかりやすい文書・情報提供を目的として、一般の方及び文書デザイナー(文書作成プロ)にご参画いただいた「文書モニター会議」を実施し、発出量の多い機構文書の改善実施 ○お客様の声に基づく、主なサービス改善を行った内容については以下のとおり。 (主な改善内容) ・ネット銀行で年金を受けるための金融機関の証明書として、インターネットから口座番号等を確認できる部分を印刷したものが使えるようにした ・日本年金機構ホームページに掲載されている年金事務所の地図の改善 ・年金事務所に車椅子用のスロープの設置</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・お客様より希望があった場合は、年金請求書などに添付する住民票・戸籍謄本などの原本の返却 ・年金事務所等の一般ブース等へ「杖置き」の設置 ・ねんきんネットの改善(在老受給者の年金額試算等) ・各種文書の改善(「未支給年金等の手続きについて(ハガキ)」の宛名表記、クレジットカード納付通知額通知書の説明文など)
	<p>○提供するサービスの質の向上に対する取組の状況</p>	<p><実施状況></p> <p>○相談待ち時間の短縮や相談対応品質の向上など、年金相談の充実・改善を図る。なお、主な取り組み内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設型出張相談所を設置・活用し、混雑が著しい都市部での相談や遠隔地出張相談の充実 ・昼休み時間帯における年金相談、毎週月曜日の相談時間の延長(19時まで)及び第2土曜日における年金相談を実施 ・年金事務所での相談窓口の待ち人数、待ち時間の表示及びホームページ、携帯電話から当該情報をリアルタイムで確認できる「相談窓口の待ち時間等情報表示サービス」を相談窓口が混雑している年金事務所へ導入(平成25年3月時点で123事務所に導入) ・「CS活動及び相談スキル向上推進のための基本方針」を策定し、計画的な相談研修への取り組みを実施(コールセンター) ・コールセンターの応答率の向上を図るため、混雑期における臨時ブースの増設、各種通知書の分散発送によるコール数の平準化・減少化や相談事跡作成等の事後処理時間の短縮化の取り組みを実施 ・お客様満足度調査、機構職員によるモニタリング、オペレーターに対するレベル確認テスト及び研修の実施により電話対応の品質向上を図る取り組みを実施 <p>○「ねんきんネット」の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金見込額試算の機能を追加

		<ul style="list-style-type: none"> ・「ねんきん定期便」や「年金の支払いに関する通知書」がパソコンなどで確認可能とする機能を追加 ・持ち主不明の年金記録を氏名や生年月日等で検索できる機能を追加 ○電子(媒体)申請等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が継続的に手続きを行う厚生年金保険の資格取得届、算定基礎届などの電子媒体申請にかかる利用可能な媒体(CD・DVD)の種類を拡大 ○ホームページの改善 <ul style="list-style-type: none"> お客様等の意見を踏まえ、分かりやすく利用しやすくするため、平成24年3月にホームページの全面的な見直しを実施。 ○正確で迅速な年金給付の支給 <ul style="list-style-type: none"> 年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書をお届けするまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、迅速に年金を支給。
	<p>○業務運営の効率化の状況</p>	<p><実施状況></p> <p>○機構として取り組むべき業務改善の諸課題について、当面の課題を中心に項目、スケジュール、検討体制等を整理した「業務改善工程表」を策定し、これに基づき、業務の改善を進めており、当該工程表は半年に1回改定を行っている。</p> <p>なお、工程表における主な取組事項については以下のとおり。</p> <p>(主な取組事項)</p> <p>○届書の未処理・保留中の書類について、進捗状況管理を徹底し、トラブル防止のため、平成24年10月に「受付進捗管理システム」の導入や高度なスキルが求められる業務について、業務処理をより重視した総合評価落札方式により適切な外部委託先を選定。</p> <p>○電子(媒体)申請等の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が継続的に手続きを行う厚生年金保険の資格取得

		<p>届、算定基礎届などの電子媒体申請にかかる利用可能な媒体(CD・DVD)の種類を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村から報告される「国民年金被保険者資格取得届」等の適用関係届書について、電子媒体による届出を可能とするため、市区町村へシステム開発を依頼するとともに、オンラインシステムの改修を実施(平成25年4月運用開始) <p>○市区町村職員向けのマニュアル(研修テキスト)の作成 国民年金事務の円滑な運営のため、市区町村担当職員向けのマニュアル(研修テキスト)の作成を行っている。(平成24年9月作成。毎年度改訂予定)</p>
<p>2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者(第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。)、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体(次項において「被保険者等」という。)の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>○業務運営における公正性及び透明性の確保の状況</p> <p>○被保険者等の協力の下における適正な運営の状況</p>	<p><実施状況></p> <p>○コンプライアンスの確保、リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程及びコンプライアンス規程や役職員行動規範の制定及び法令等違反通報制度の設置など、リスク・コンプライアンス確保のための体制や仕組みを整備した他、公表が義務付けられている情報をホームページへ掲載。 <p><実施状況></p> <p>○地域年金展開事業の実施</p> <p>年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料の納付に結び付けるため、それぞれの地域に根ざした「地域年金展開事業」の取り組みを実施、また、「知っておきたい年金のはなし」、「退職後の年金手続きガイド」などの啓発資料の作成・配布し、これらを活用した研修会等を自治会、大学、企業等で開催し、公的年金制度の周知、理解を図る。</p> <p>(主な取組事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度啓発資料として「知っておきたい年金のはなし」、「退職後の年金手続きガイド」を作成し、機構 HP で公表するとともに、印刷・配布を実施(再掲) ・一般から年金エッセイを募集(平成24年度 446件)

	<p>○政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高める取組状況</p>	<p>○情報公開の推進【再掲】 日本年金機構法に基づき公表が義務付けられているすべての情報をホームページへ掲載、このほかアニュアルレポート（年次報告書）し、財務に関する情報、契約締結の状況や運営評議会に関する情報などをホームページに掲載。</p>
<p>(理事会の設置及び任務) 第十条 機構に、理事会を置く。 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。 3 理事会は、この法律の規定により厚生労働大臣の認可(第十三条第二項及び第十六条第四項の認可を除く。)又は承認(第二十四条の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。 (理事会の会議) 第十一条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>○理事会の開催状況</p>	<p><実施状況> ○日本年金機構理事会規程を制定し、機構の最高意思決定機関として理事会を運営。理事会は、理事長、副理事長、理事で構成。 ○同規程第3条により、原則2ヶ月に1回開催となっているが、第1回理事会において開催方針を協議し、当面の間、毎月1回(8月を除く)の開催としている。これまで、36回理事会を開催。</p>
<p>(役員の職務及び権限等) 第十二条 (略) 2~3(略) 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一 機構の財務の状況 二 機構の業務(業務に際しての個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項に</p>	<p>○監事の監査状況</p>	<p><実施状況> ○毎年度、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、財務及び業務の状況について監査を行っている。 ○監査手法として理事会、運営会議、各種委員会にオブザーバーとして出席を行っている。 また、役職員へのヒアリング、重要な文書の閲覧等を行っている。 ○監査結果については、毎年度監査報告書を作成し、理事長へ</p>

<p>において同じ。)の管理を含む。)の状況</p> <p>5 監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>6 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>7 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>8 監事は、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。</p> <p>9 理事長は、第五項の規定により監査報告書の提出があったときは、理事会に報告するものとする。</p> <p>10 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		<p>提出している。</p> <p>○理事長へ提出された監査報告書は、理事会に報告され、ホームページで公表されている。</p>
<p>(役員の報酬等)</p> <p>第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。</p> <p>5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対</p>	<p>○役員の報酬</p>	<p><実施状況></p> <p>○役員の報酬及び役員退職手当については、以下の規程により、報酬等の支給基準を定め、厚生労働大臣へ届出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構役員報酬規程 ・日本年金機構役員退職手当規程 <p>○報酬については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も考慮し、平成22、23年度人事院勧告にかかる給与改定、震災復興財源のための給与減額支援措置を踏まえ改定等を実施。</p> <p>○退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの趣旨を踏まえ、引き下げを行った。(平成25年3月1日改正・平成25年1月1日施行)</p> <p>なお、各規程については、改定の都度、当該規程を改正し、厚生労働大臣へ届け出をしている。</p>

し、意見を申し出ることができる。		
<p>(職員の給与等) 第二十二條 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。</p> <p>2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</p>	○職員の給与	<p><実施状況> ○職員給与及び職員退職手当等については、以下の規程により、職員毎に給与等の支給基準を定め、厚生労働大臣へ届出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構職員給与規程 ・日本年金機構エルダー職員給与規程 ・日本年金機構特定業務契約職員給与規程 ・日本年金機構アシスタント契約職員給与規程 ・日本年金機構賞与規程 ・日本年金機構退職手当規程 <p>○給与・退職手当については、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も考慮し、平成22、23年度人事院勧告にかかる給与改定、震災復興財源のための給与減額支援措置を踏まえ改定等を実施。 なお、各規程については、改定の都度改正し、厚生労働大臣へ届け出をしている。</p>
<p>(服務の本旨) 第二十三條 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならない。</p> <p>2 役職員は、厚生労働省令で定めるところにより、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。</p>	○誓約書の提出状況	<p><実施状況> ○同法の規定に基づき就業規則を定め、職員採用時に誓約書の署名を行い提出させ厳正に管理・保管している。 また、採用後においても研修や定期的な自己チェック等を行い、服務の遵守について周知徹底を図っている。</p>

<p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p>										
<p>(制裁規程) 第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。</p>	<p>○職員の制裁状況</p>	<p><実施状況> ○機構職員の制裁については、職員に対する制裁の種類、程度及び手続き等を定めた規程を以下のとおり作成・制定。 同法の規定に基づき厚生労働大臣へ申請を行い、認可を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構職員制裁規程 ・日本年金機構職員制裁細則 ・日本年金機構役員制裁規程 ・日本年金機構役員制裁細則 								
<p>(被保険者等の意見の反映) 第二十八条 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十条第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>○被保険者等の意見の機構の業務運営への反映状況</p>	<p><実施状況> ○事業主、被保険者及び年金受給者の方などのご意見を業務運営に反映させることを目的として、日本年金機構運営評議会規程を制定し、運営評議会の設置・運営を行う。運営評議会は、以下の11名の委員で構成。</p> <p>(運営評議会委員) 平成24年8月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1294 1241 2078 1444"> <tr> <td>一般社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事</td> <td>池田 恵理子</td> </tr> <tr> <td>生活経済ジャーナリスト</td> <td>和泉 昭子</td> </tr> <tr> <td>山形市長</td> <td>市川 昭男</td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院 法学政治学研究科 教授</td> <td>岩村 正彦</td> </tr> </table>	一般社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事	池田 恵理子	生活経済ジャーナリスト	和泉 昭子	山形市長	市川 昭男	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	岩村 正彦
一般社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事	池田 恵理子									
生活経済ジャーナリスト	和泉 昭子									
山形市長	市川 昭男									
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	岩村 正彦									

		<table border="1"> <tr> <td>全国社会保険労務士会連合会 最高顧問</td> <td>大槻 哲也</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学 法学学術院 教授</td> <td>菊池 馨実</td> </tr> <tr> <td>日本労働組合総連合会 総合政策局長</td> <td>花井 圭子</td> </tr> <tr> <td>千葉県年金受給者協会 顧問</td> <td>福田 一彦</td> </tr> <tr> <td>(株)TBSテレビ報道局 スペシャリスト部長</td> <td>牧嶋 博子</td> </tr> <tr> <td>(株)朝陽会 代表取締役社長</td> <td>山本 萬造</td> </tr> <tr> <td>(株)日通総合研究所 代表取締役社長</td> <td>横山 敬一郎</td> </tr> </table> <p>○理事長の諮問機関としてこれまで13回開催。</p> <p>○平成22年9月の運営評議会において、複数の障害者団体からのヒアリング結果でバリアフリーや窓口対応の改善要望の報告がなされた。これらに対応するために、障害のあるお客様向け接遇テキストとして「マナースタンダード実践テキスト別冊 障害のあるお客様への接遇ポイント」(参考資料)を作成し、全国9ブロックにおいてテキスト活用方法の研修会を実施。</p> <p>○平成23年10月6日に運営評議会提言の「公的年金制度及び公的年金業務への理解と協力を求める取組の強化について」に基づき、平成24年4月より、教育現場や地域、企業に向けて、公的年金制度の意義や内容を正しく理解していただき、公的年金業務への理解と協力を求めることを目的とした地域年金展開事業を全国で開始した。</p> <p>○平成25年2月14日に「年金制度改正への対応について」の提言が取りまとめられ、日本年金機構として取り組むべき課題への対応方法を検討するとともに、厚生労働省における取組みや支援を要請する事項について対応の検討依頼を行う。</p>	全国社会保険労務士会連合会 最高顧問	大槻 哲也	早稲田大学 法学学術院 教授	菊池 馨実	日本労働組合総連合会 総合政策局長	花井 圭子	千葉県年金受給者協会 顧問	福田 一彦	(株)TBSテレビ報道局 スペシャリスト部長	牧嶋 博子	(株)朝陽会 代表取締役社長	山本 萬造	(株)日通総合研究所 代表取締役社長	横山 敬一郎
全国社会保険労務士会連合会 最高顧問	大槻 哲也															
早稲田大学 法学学術院 教授	菊池 馨実															
日本労働組合総連合会 総合政策局長	花井 圭子															
千葉県年金受給者協会 顧問	福田 一彦															
(株)TBSテレビ報道局 スペシャリスト部長	牧嶋 博子															
(株)朝陽会 代表取締役社長	山本 萬造															
(株)日通総合研究所 代表取締役社長	横山 敬一郎															

<p>(年金事務所) 第二十九条 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。</p>	<p>○年金事務所の設置状況</p>	<p><実施状況> ○年金事務所については、全国に312カ所設置。</p>
<p>(年金委員) 第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。 2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。 3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができる。 4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らすてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。 5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。 6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。 7 前各項に定めるもののほか、年金委員に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>○年金委員の状況</p>	<p><実施状況> ○年金委員は、日本年金機構法第30条により厚生労働大臣が委嘱することとされており、その権限は地方厚生局長、地方厚生支局長に委任されている。また、年金委員の活動等必要な事項は厚生労働省令で定めると規定されている。 ○年金委員は、年金制度について広く国民に知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、国はもとより日本年金機構のサポーターとして、会社や地域における普及啓発活動を行っていただくために設置。 (主な取組事項) ・年金委員の活動取組方針を各年度ごとに明示(平成25年度の重点協力事項として「気になる年金記録、再確認キャンペーン」等の周知を指示) ・年金委員事務手続きの簡素化を実施(職域型委員の証明写真添付の不要、委嘱状・解職状の様式変更等) ・全国の年金委員(各ブロック職域型、地域型各2名)を対象に機構本部主催による年金委員研修を実施 ・地域型年金委員活動の手引きの作成 ・表彰制度の創設と表彰の実施および厚生労働大臣表彰の創設を年金局に対し要請 【職域型年金委員】 厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所には1名以上、300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上の設置をお願いしており、平成24年</p>

		<p>3月末において、全国で約12万人を年金委員として委嘱。</p> <p>【地域型年金委員】 市町村や団体から推薦いただいた方であって、平成24年3月末において、全国で約6千人の方を年金委員として委嘱。 なお、地域型年金委員は、任期が3年と定められており、平成24年末で任期満了となったことから、年金委員に継続の意思確認を行い、約4千人が再任となった。</p>
<p>(業務の委託等) 第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。 2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。)又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。</p>	<p>○業務の委託等の状況</p>	<p><実施状況> ○厚生労働大臣の定める基準(平成21年3月23日厚生労働省告示第95号)は、以下のとおりであり、当該基準に基づき外部委託を実施。</p> <p>(厚生労働大臣の定める基準) ①各種届書、申請書などの処理業務(適用・徴収・給付)関係 ②電話照会等対応業務(適用・徴収)関係 ③適用業務(①及び②部分を除く)関係 ④徴収業務(①及び②部分を除く)関係 ⑤相談業務関係 ⑥バックオフィス業務関係</p> <p>○各業務を委託する際には、サービス品質を確保するため、業務の外部委託契約についてサービス品質に関する合意「SLA: サービスレベルアグリーメント」を締結。 また、外部委託の内容に応じ定期的な委託業者からの報告や、個人情報に関する立入検査などのモニタリングを実施。</p>
<p>第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報(厚年法第二十八条に規定する原簿及び国年法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。)を保有するに当たっては、それぞれその</p>	<p>○年金個人情報の保護等の状況</p>	<p><実施状況> ○年金個人情報については、以下の規程により、情報の管理及び取扱い等を定め、適切な管理等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー) ・日本年金機構個人情報保護管理規程

所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的(以下この条において「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報を保有してはならない。

3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

4 厚生労働大臣(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～四(略)

6(略)

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

8～10(略)

- ・個人情報保護管理事務取扱要領
- ・日本年金機構情報公開事務取扱要領
- ・日本年金機構情報公開手続細則
- ・日本年金機構保有個人情報開示等手続細則
- ・個人情報開示等事務処理要領

○個人情報保護管理推進計画(平成23年度から平成25年度)を策定し、当該計画に基づき、施錠管理のルール、自己点検の実施、郵便物の誤送付防止などの安全管理措置について工程表を策定し、順次取組みを実施。

○個人情報保護の重要性についての認識を徹底させるため、職場内研修において毎年全職員に対し個人情報保護研修を実施し、また、定期的なセルフチェックによる自己診断を実施。

○情報セキュリティ対策として、生体情報の暗号化によるアクセス制御を図るなどの対策を実施、また、機構で管理する個人情報の機密保持のため、「機構で管理する情報の秘密保持のための手引き」を作成。

<p>(財務諸表等)</p> <p>第四十一条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>○財務諸表の作成等</p>	<p><実施状況></p> <p>○各事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分等)を作成し、監事及び会計監査人の意見書を付し、厚生労働大臣へ提出している。</p> <p>○財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分等)については、厚生労働大臣の承認後、官報公告し、機構ホームページに掲載。</p>
<p>(会計規程)</p> <p>第四十六条 機構は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>○会計規程等の制定</p>	<p><実施状況></p> <p>○日本年金機構会計規程を定め、厚生労働大臣へ届出。 なお、当該規程は、平成22年4月に改正し、厚生労働大臣へ届け出をしている。</p>
<p>(業務運営に関する情報の公表)</p> <p>第五十一条 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>一 第十二条第九項の規定により理事会に報告があったとき。</p> <p>二 第十三条第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。</p> <p>三 第十六条第一項から第三項までの規定により副理事長</p>	<p>○業務運営等の情報の公表の状況</p>	<p><実施状況></p> <p>○日本年金機構法に基づき公表が義務付けられているすべての情報をホームページへ掲載、このほかアニュアルレポート(年次報告書)、財務に関する情報、契約締結の状況や運営評議会に関する情報などをホームページに掲載。【再掲】</p>

<p>又は理事が解任されたとき。</p> <p>四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。</p> <p>五 第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。</p> <p>六 第三十七条第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。</p> <p>2 機構は、前項に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一条第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向の状況その他の機構の業務運営及び組織に関する情報を公表しなければならない。</p>		
<p>(社会保障審議会への諮問)</p> <p>第五十二条</p> <p>厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。</p> <p>二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。</p> <p>三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。</p>	<p>○社会保障審議会への諮問状況</p>	<p><実施状況></p> <p>○中期目標を作成し、平成21年12月21日に社会保障審議会日本年金機構評価部会に諮問。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月1日中期目標制定 <p>○各事業年度に係る業務の実績について評価を行い、社会保障審議会日本年金機構評価部会に諮問。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に係る業務実績の評価 (平成22年8月10日諮問) ・平成22年度に係る業務実績の評価 (平成23年7月28日諮問) ・平成23年度に係る業務実績の評価 (平成24年7月23日諮問)